

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (令和4年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A	B	C				109.9	109.5
400,319 円	363,301 円	329,918 円	49.6 歳	43.3 歳	43.2 歳		

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	890,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和4年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.625 月分
	公営企業管理者	12月期 1.675 月分
	教 育 長	計 3.3 月分
	議 長	(令和4年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.625 月分
議 員	12月期 1.675 月分	
計	3.3 月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和4年1月1日～令和4年12月31日の平均使用日数

知事部局：11.7日 教育委員会（県立学校教員含む）：9.2日  
警察部局：12.7日 企業局：14.7日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和4年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	55 8	3 0	3 0	323	49	1	0
女性職員	211 402	59 38	6 0	211	211	0	0
合計	266 410	62 38	9 0	534	260	1	0

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数  
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和4年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	6	6		

(4) 介護時間の取得状況 (令和4年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	2	1	1				

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和4年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	1 0		1

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和4年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	0 1		1		

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和4年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	0 0
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

## 4 分限及び懲戒

## (1) 分限処分者数

(令和4年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		205		205	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

## (2) 処分事由別分限処分件数

(令和4年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			204		204	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			205		205	
法第28条第4項により失職した者						

※ 法とは地方公務員法をいう。

## (3) 懲戒処分者数

(令和4年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
4	1	0	5	10

## (4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和4年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	3	1		5	9
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	4	1		5	10

※ 法とは地方公務員法をいう。

## 5 服務及び退職管理

## (1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

## (2) 兼業の許可件数 (令和4年度)

任命権者	件数
知事	21
教育委員会	98
警察本部長	1
公営企業管理者	10
合計	130

## (3) 退職管理の状況

(令和4年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

## 6 研修

(令和4年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	219	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要となる能力を養成するための研修	465
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	1,745
		行政課題研修	新たな行政課題や最新の社会情勢に対応するための研修	366
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	20

## 7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(令和4年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開催
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、公認心理師・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(令和4年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,526人 教育委員会：1,238人 警察部局：1,255人 企業局：45人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,529人 教育委員会：1,195人 警察部局：698人 企業局：56人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：378人 教育委員会：139人 警察部局：248人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：105人 教育委員会：25人 警察部局：475人 企業局：13人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(令和4年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	文芸誌の発行 絵画、書道、写真、文芸、工芸作品の展示	県庁防災新館1階	地方職員共済組合山梨県支部	5,865人	令和5年1月11日 ～1月15日	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
元気回復事業 (教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	YCC県民文化ホール 他	(一財)山梨県教職員互助組合  (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,663人  2,093人	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	参加者数 延 8,358人	12,352,800円  11,407,200円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	2,003人	令和5年1月11日 ～1月16日	来場者数 302人  出品点数 54点	313,130円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会を、(警)とは警察本部をいう。

● 令和四年度における人事委員会の業務の状況について  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定により人事委員会から令和四年度における人事委員会の業務の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

# 山梨県人事委員会業務報告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月8日	5月21, 22日	7月4, 5日	7月15日
大学卒業程度	6月19日	[1回目] 7月3日 [2回目] 7月30日～ 8月4日, 8月12日	—	8月19日
高校卒業程度・資 格免許・学校職員	9月25日	[1回目] 10月16日 [2回目] 11月5, 6日	—	11月14日
民間企業等職務 経験者	9月18日	[1回目] 10月16日 [2回目] 11月5, 6日	—	11月14日
就職氷河期世代	9月25日	[1回目] 10月16日 [2回目] 11月13日	—	12月2日
警察官(第2回)	9月18日	10月8, 9日	11月19, 20日	12月2日

#### イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	36	361	220	60.9	150	36	6.1
大学卒業程度	107	602	496	82.4	209	117	4.2
高校卒業程度	10	48	42	87.5	22	13	3.2
学校職員	9	118	94	79.7	36	15	6.3
民間企業等 職務経験者	6	80	58	72.5	30	6	9.7
資格免許	1	4	4	100.0	4	2	2.0
就職氷河期世代	3	56	41	73.2	26	4	10.3
警察官 (第2回)	36	308	146	47.4	116	35	4.2
合 計	208	1,577	1,101	69.8	593	228	4.8